**平成２６年（家）第１６６号**
本籍福井県福井市乾徳２丁目1203番地、最後の住所東京市本所区横網７番地ノ３
不在者　荒川　初子
昭和２年４月20日生
平成27年１月21日失踪宣告審判確定
福井家庭裁判所裁判所書記官

**平成２６年（家）第１０９６号**
本籍岐阜県各務原市三井町463番地１、最後の住所岐阜県各務原市那加新田町１丁目１番地34
不在者　講神　信幸
昭和17年９月29日生
平成27年１月22日失踪宣告審判確定
岐阜家庭裁判所裁判所書記官

**平成２６年（家）第２１７号**
本籍東京都中央区八重洲１丁目３番地、最後の住所静岡県裾野市佐野912番地の１
不在者　四宮　廣行
昭和11年３月27日生
平成27年１月22日失踪宣告審判確定
静岡家庭裁判所沼津支部裁判所書記官

## 失踪宣告取消

**平成２６年（家）第７７９５号**
本籍静岡県榛原郡榛原町静谷1147番地、住所東京都台東区日本堤２丁目１番６号　１階102号室
申立人（失踪者）　加藤　政一
昭和９年９月１日生
平成26年12月19日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

**平成２６年（家）第２５７５号**
本籍横浜市鶴見区下野谷町１丁目43番地、住所横浜市緑区三保町1321―１
失踪者　田中　美則
昭和24年７月31日生
平成27年１月６日失踪宣告取消審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

**平成２６年（家）第１７２５号**
本籍広島県呉市東二河通６丁目３番地、住所兵庫県尼崎市東桜木町76
申立人（失踪者）　川上　　修
昭和22年３月13日生
平成27年１月９日失踪宣告取消審判確定
神戸家庭裁判所尼崎支部裁判所書記官

## 除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

**平成２６年（へ）第６９号**
大阪市浪速区芦原１丁目４番１号、抵当証券上の本店大阪市浪速区浪速東１丁目２番４号
申立人　宏栄商事株式会社
代表者代表取締役　鴨下　忠宏
申立人代理人弁護士　平山　博史
同　林　　裕悟
同　都筑　康一
権利を争う旨の申述の終期　平成27年１月14日
平成27年１月16日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
抵当証券　10通
発行庁　平成10年２月24日大阪法務局北出張所（登記官吉田眞佐夫）発行
債権額及び通数　金800万円　１通
証券番号　第14010号
債権額及び通数　金900万円　２通
証券番号　第14011号及び第14012号
債権額及び通数　金1000万円　４通
証券番号　第14013号乃至第14016号
債権額及び通数　金1100万円　２通
証券番号　第14017号及び第14018号
債権額及び通数　金1200万円　１通
証券番号　第14019号
債権者の氏名住所
東京都中央区日本橋小舟町８番１号
日本抵当証券株式会社
債務者の氏名住所
大阪市浪速区浪速東１丁目２番４号
宏栄商事株式会社
抵当権設定者の氏名住所
大阪市浪速区浪速東１丁目２番４号
宏栄商事株式会社
第三取得者の氏名住所　なし
弁済期
証券番号第14010号　平成15年７月20日
証券番号第14011号　平成16年７月20日
証券番号第14012号　平成17年７月20日
証券番号第14013号　平成18年７月20日
証券番号第14014号　平成19年７月20日
証券番号第14015号　平成20年７月20日
証券番号第14016号　平成21年７月20日
証券番号第14017号　平成22年７月20日
証券番号第14018号　平成23年７月20日
証券番号第14019号　平成24年７月20日
但し、利息等債務の履行を遅滞したとき、期限の利益を喪失する。
利息及びその支払時期
年2・600％毎年１月20日及び７月20日の年２回、各々６ケ月分を一括後払い
ただし、初回利息は日割計算（年365日日割計算）のうえ平成９年７月20日に支払う
元本又は利息の支払場所
東京都千代田区大手町１丁目５番５号
株式会社富士銀行
条件その他の特約
損害金年14・0％（年365日日割計算）
最終所持人　申立人
目的の表示
１　大阪市都島区東野田町２丁目
５番４
宅地
66.54㎡
２　大阪市都島区東野田町２丁目
５番５
宅地
434.96㎡
３　大阪市都島区東野田町２丁目５番地５、５番地４
家屋番号５番５
事務所・駐車場
鉄筋コンクリート造陸屋根地下１階付９階建
床面積　１階　407.09㎡
２階　388.44㎡
３階　380.59㎡
４階　380.59㎡
５階　380.59㎡
６階　380.59㎡
７階　368.66㎡
８階　320.81㎡
９階　80.67㎡
地下１階　84.52㎡
順位、登記年月日
目的の表示１及び２について第１順位
平成９年５月13日登記
目的の表示３について第１順位
平成９年12月15日登記
抵当証券法第４条第８号及び第９号の事項
目的の表示１及び２について
抵当権設定
債権額　金１億円
抵当権者
東京都中央区日本橋小舟町８番１号
日本抵当証券株式会社
平成８年９月24日登記
抵当権設定
債権額　金１億5000万円
抵当権者
東京都中央区日本橋小舟町８番１号
日本抵当証券株式会社
平成９年12月15日登記
抵当権設定
債権額　金３億5000万円
抵当権者
東京都千代田区大手町１丁目５番５号
株式会社富士銀行
平成９年12月15日登記
抵当権設定
債権額　金１億円
抵当権者
東京都千代田区大手町１丁目５番５号
株式会社富士銀行
平成９年12月15日登記
根抵当権設定
極度額　金10億円
根抵当権者
東京都千代田区大手町１丁目５番５号
株式会社富士銀行
平成８年９月17日登記
目的の表示３について
抵当権設定
債権額　金１億円
抵当権者
東京都中央区日本橋小舟町８番１号
日本抵当証券株式会社
平成９年12月15日登記